

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 8 日

各府省担当官 殿

内閣官房内閣総務官室

東日本大震災による犠牲者への黙とうについて

標記について、本日（8日（金））の閣議後閣僚懇談会において枝野内閣官房長官から別添のとおり発言し、各閣僚に対し協力をお願いしたところです。

各府省において、来る4月11日（月）午後2時46分に1分間の黙とうが行われるよう、地方支分部局、関係機関も含め、よろしくお取り計らい願います。

東日本大震災による犠牲者への黙とうについて

(平成23年4月8日(金) 閣僚懇談会)

(枝野内閣官房長官発言要旨)

東日本大震災から1か月近くが過ぎました。この間の、捜索、救助、物資の輸送、被災者の生活支援、原子力発電所事故対応等に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

来る11日(月)は、東日本大震災から1か月目に当たることから、改めて亡くなられた方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈りするため、当日の14時46分を期して、全府省職員により、1分間の黙とうを捧げたいと思います。

各閣僚の皆様の御協力をお願いいたします。

東日本大震災による犠牲者への黙とうについて

〔平成二十三年四月八日（金）閣僚懇談会〕
枝野内閣官房長官発言要旨

東日本大震災から一か月近くが過ぎました。この間の、
搜索、救助、物資の輸送、被災者の生活支援、原子力発電所
事故対応等に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。
来る十一日（月）は、東日本大震災から一か月目に当たる
ことから、改めて亡くなられた方々に対しまして哀悼の意を
表しますとともに、御冥福をお祈りするため、当日の十四時
四十六分を期して、全府省職員により、一分間の黙とうを
捧げたいと思います。

各閣僚の皆様のお協力をお願いいたします。